標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

※引き続き育児休業を取得する場合は、提出不要です。

組合員	（記号）	（番　号）	所属	（局・室・区）	（部）	（課）
フリガナ						
組合員氏名						
生年月日	年　月　日					

産前産後休業 承認期間	休業開始日	休業終了日（復職日の前日）
	年　月　日	年　月　日
（延長等があった場合）	年　月　日	年　月　日

産前産後休業の対象となる子	フリガナ		性別	男
	氏　名			女
	生年月日	年　月　日		

産前産後休業終了前の標準報酬	級　円

地方公務員等共済組合法 第４３条第１４項 の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。

（宛先）京都市職員共済組合理事長

年　月　日

住　所

申出者

氏　名

TEL　（　　）　　－

事務嘱託者

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年　月　日

職　名

所属所長
（任命権者）

氏　名

（注）「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が１７日未満※である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

※短期組合員には、以下のような取扱いがあります。

・勤務日数及び勤務時間が常勤職員の４分の３以上である職員…算定月の各月の支払基礎日数が１７日未満であり、いずれかの月において支払基礎日数が１５日以上である場合は、１５日以上１７日未満の月の報酬月額の平均によって算定します。

・勤務日数及び勤務時間が常勤職員の４分の３未満である職員…１１日未満である月は算定に使用しません。

共済組合記入欄	標準報酬改定月	年　月	固定的給与	非固定的給与
	改定後標準報酬	級　円	円	円